

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成26年6月13日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

6月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第40号所管分の審査	2
質疑（中川嘉彦委員）	
議案第45号の審査	3
質疑（中川嘉彦委員、水谷毅委員）	
議案第46号の審査	5
補足説明（消防長）	
質疑（中川嘉彦委員、水谷毅委員、三好義治委員、渡辺慎吾委員）	
採決	12
閉会の宣告	12

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成26年6月13日(金) 午前 9時59分 開会
午前10時52分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 渡辺 慎吾 委員 三好義治
委員 中川 嘉彦 委員 水谷 毅

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
総務部長 有山 泉 同部参事兼市民税課長 和田元伸
財政課長 石原幸一郎
消防長 熊野 誠 消防本部次長兼消防署長 樋上繁昭
総務課長 明原 修 予防課長 納家浩二 同課長代理 小田原利博

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件

議案第40号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分
議案第45号 摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例制定の件
議案第46号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は何かとお忙しいところ、総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査をいただくわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、水谷委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第40号所管分の審査を行います。本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑がある方、よろしくお願いいたします。

中川委員。

○中川嘉彦委員 まず、府補助金の緊急雇用創出基金事業補助金400万円が補正についてありますが、これを使う段階

になると商工費になるみたいですが、この具体的な運用をお教えいただければと思います。

そして、歳出ですけれども、補正予算書9ページ、市たばこ税大阪府交付金の件ですが、単純に課税定額を超えて大阪府に返すものと認識しています。確認の意味で、この平成25年度の課税定額はお幾らだったかお教えいただけますでしょうか。

○野口博委員長 石原課長。

○石原財政課長 それでは、歳入の緊急雇用に係ります補助金につきまして、答弁申し上げます。

こちらの事業につきましては、国の緊急雇用の創出事業臨時特例交付金を活用した事業となっております。その中でも今回の事業につきましては、地域人づくり事業という事業に当たりまして、企業における人材育成、また販路拡大でありますとか、生産性の向上等の取り組みを支援いたしまして、在職者の賃上げでありますとか、正職員化等の処遇改善を実現していくという内容となっております。

今回、本市で行いますのは、市内事業者に専門家を派遣しまして、事業者コンサルティングを行いまして、事業所の経営力の強化につなげていくと、その取り組みによって、売り上げとか将来の見込める成果というものを従業員への処遇改善に反映していくという事業を考えております。

○野口博委員長 和田参事。

○和田総務部参事 それでは、市たばこ税大阪府交付金につきまして、ご説明をいたします。

この交付金は、市たばこ税収入額が課税定額を超えた場合、その超過額を翌年度に当該市町村を包括する都道府県に対して、当該年度の翌年度に交付するもの

で、制度は平成16年の税制改正により創設をされております。

このたびの補正につきましては、平成25年度の市たばこ税収が16億4,840万4,000円となりましたので、課税定額15億8,467万6,000円に対する超過額6,372万8,000円を市たばこ税大阪府交付金として交付するものでございます。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

それでは、緊急雇用創出基金事業補助金の件ですが、今まで、この国の事業が開始された時期から何人ぐらいの方に雇用の恩恵につながったのか、何人ぐらいの雇用創出になったのか、わかればお教えいただきたいと思っております。

そして、歳出の市たばこ税ですが、今年度の当初予算でも8,000万円を見込んでおりますが、大体の決算金額の見込みみたいなものがわかればお教えいただけますでしょうか。

○野口博委員長 石原課長。

○石原財政課長 それでは、緊急雇用の事業に関するご質問に答弁申し上げます。

この事業の始まりがリーマンショックがありまして、その後、緊急的な雇用対策を行わないといけない。また、国の経済対策のための事業ということで創設されておりまして、過去にはふるさと雇用再生特別基金事業でありますとか、震災等緊急雇用対策事業でありますとか、企業の支援型地域雇用創造事業でありますとか、それらの事業がございまして、平成21年度から25年度の実績まででいきますと、新規雇用者の人数としましては、実人数で306名となっております。

○野口博委員長 和田参事。

○和田総務部参事 平成26年度の市たばこ税につきましては、当初予算といた

しまして8億円を計上しております。これは昨年度の8億2,000万円に対しまして、消費税の増税効果、これによる消費減を見込んだ数字になっております。平成26年度につきましては4月、5月の納入がされておるわけでございますけれども、当初見込みどおりの平均6,000万円台の納付が2か月続いております。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時6分 休憩)

(午前10時8分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

議案第45号の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは、議案第45号について、質問させていただきます。

これは、今、消防団員が全国的になかなか入ってもらいにくいという状況を聞いていますけれども、消防団へこれから入っていただく方にすごくいいモチベーションアップになるんじゃないかなと私は思っております。

確認の意味で、今の摂津市の消防団員数、消防団の状況を簡単にご説明いただければと思います。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 中川委員からご質問のありました消防団の現況についてお答えいたします。

本年4月1日の現況をご答弁申し上げます。

現在、基本団員は、まず条例定数で申し上げますと、基本団員の条例定数が3

60名に対しまして、現在、4月1日現在で336名。それと機能別団員の条例定数が80名、これは企業の機能別団員とOB団員とございますが、その区分はしておりません。その80名に対しまして49名。合計で385名の体制で消防団業務に臨んでおります。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、議案第45号でご質問させていただきます。

先日も委員会の行政視察で釜石市、遠野市に参らせてもらいました。そこでも消防団員の皆様方のご貢献を目の当たりにしまして、今回の処遇改善は非常に消防団員の方にとっても力強いものではないかなというふうに思います。

そこで、先ほども少しございましたけれども、昨年度、消防団を退職された方は20名いらっしゃいましたけれども、本年度につきまして、本人のご都合もあろうかと思しますので明確にできない部分もあると思いますけれども、何名ほど退職の対象として予想されるのかお伺いしたいと思います。

もう1点、消防団員の方の新たな人材確保というのは非常に重大な課題であろうかと思えます。先ほども385名、あるいは336名というお話をいただきましたけれども、まだまだ欠員があるという状況ではないかと思えます。

そこで、平成20年3月に消防団活性化総合計画というのが打ち立てられまして、新たな団員の皆様への入団についてもご尽力されていることと思えます。

本市におきまして、新たな消防団員の方への加入の取り組み状況をお教えいただきたいと思えます。

○野口博委員長 明原課長。

○明原消防本部総務課長 水谷委員から

ご質問がありました2点について、ご答弁させていただきます。

2点目のご質問のほうから先に答弁をさせていただきますと思います。

消防団の新たな人材確保でありますとか、消防団の人員確保の問題でありますけれども、本市におきましては地元消防団の皆さまのご努力によりまして、地縁、血縁を初めとした、多くの地域のコネクションで、退職団員が予定された場合には、即当該分団の範囲で新入団員の方を確保していただいております、実績といたしましては、ほぼ必要な団員は確保していただいているというのが現状かなと思えます。

ご指摘がありましたように、消防団活性化総合計画においても、魅力ある消防団の創造ということで書いておりますけれども、そういった意味も含めまして、地元のほうで特にアピールしていただいて、現状の人員を確保していただいているというのが現状でございます。

次に、本年度の退職予定ということでございますけれども、先にご答弁申し上げましたように、地元の事情によって変化が生じてまいりますので、想定の人数はなかなかできないのが現状でございます。ただ、過去の実績等を踏まえて、もちろん新年度の平成26年度の予算を立てておりますので、少しご紹介いたしますと、平成25年度末で11名、24年度末で20名、23年度末で8名、22年度末で13名、21年度末で10名でございました。これを平均しますと、12名ということになるんですけれども、この数字を持ちまして新年度の平成26年度末退職者の退職金については予算計上しておりますので、ご参考にしていただきたいと思っております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

退職される方につきましては、お金の面でももちろんそうなんですけれども、しっかりねぎらいの言葉もかけていただきたいと思いますし、退職される方は非常に多くの人脈を持っておられますので、そちらの方からのいろんな人脈を通して新たな人材確保へのお力になっていただけるように、またご尽力いただきたいと思います。

あと、人間関係が非常に希薄になってまいっております昨今でございますので、地域での地縁がほとんどというお話でございましたけれども、例えば、PTAとか比較的若い男性が集まります行事に参加していただいて、入団への啓発等もされてはどうかというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

続いて、議案第46号の審査を行います。

資料をお手元にお配りさせていただいておりますけれども、最初に補足説明を求めます。

熊野消防長。

○熊野消防長 議案第46号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、先日の本会議で提案説明させていただきましたとおりですが、5ページからなる追加参考資料を提示させていただきます。

この資料は、本条例が可決された後に、火災予防条例施行規則、または内規である要綱等に入れ込みまして、市民等に対して運用します資料でございます。

1ページ目は、第42条の2に係りませ

指定催しを主催する者に通知する指定催しの指定通知書でございます。

2ページ目は、第42条の3に係りませ

3ページ目は、第45条に係りませ

4ページ目は、露店等の開設届出書を届け出たときに、自主防火管理体制や対象火気器具等の注意事項を確認するためのチェックリストであります。

5ページ目は、露店等の開設届出書を届け出た者に対しまして、開催当日において火災等を起こさないように注意を呼びかける遵守事項でございます。

以上、追加参考資料の説明とさせていただきます。

○野口博委員長 補足説明が終わりました。これから質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 それでは質問させていただきます。

摂津市火災予防条例の第18条の「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者」と、「多数の者」というふうになってはいますが、まず1点目、この「多数の者」の定義をお教えいただければと思います。

同じく、第18条で「消火器の準備をした上で使用すること」となっていますが、この消火器もいろいろと大きさや種類があると思いますけれど、どうい

そして、第42条の2で「消防長が別に定める要件に該当するもの」とありますが、具体的に消防長が定める要件というのが摂津市の場合、どういうふうにお考えなのかお聞かせいただきたいと思ひます。

そして、3ページ目の第50条ですけれども、私は読み取りづらくてわからなかったんですけれども、罰則規定みたいなものがあると思うんですけれども、この違反した者に対して誰が処罰されるのかをお教えいただければと思ひます。

以上、4点、願ひします。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 第18条の「多数の者」とは何かという問いにお答えします。

この多数の者とは具体的に何人からというのではなく、不特定多数の人が一定の場所に集まり、混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まるおそれのある催しとしております。

2点目、消火器についてですが、この消火器は俗に言われていますABC消火器の大体10号型というものを想定しております。家庭用消火器またはエアゾール式の消火器は除くものと考えております。

3点目、大規模なものとして消防長が別に定める要件についてお答えいたします。これは指定となる規模の催しであるか否かを判断するための要件でありまして、内容としましては、人出予想10万人及び露店等の数が100店舗を超える規模の催しと考えております。

4点目、第50条の罰則規定の対象は誰かということで、これは指定催しの開催をする者、これは個人の方と代表者ですね、法人の方の代表者及び法人自体に両罰規定が、30万円の罰則規定がございます。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

まず、多数の者となっておりますけれども、直近の摂津市のお祭りで考えると摂津まつりが該当すると思ひますけれども、差し支えなければ摂津まつりをイメージして、例えば、防火担当責任者は誰になるのか、教えていただければと思ひます。

そして、消火器ですけれども、消火器の設置は基本的にはやっぱり命に関わることなので、大小問わず、火気を使用する場合は置いてくださいということをごろから啓発、周知していくのが大事じゃないかなと思っております。それは要望です。

3つ目は、消防長が指定するというふうになっているんですけれども、私、イメージ的に、例えば、阪急摂津市駅前にあるコミュニティプラザの3階で大きな催しをしたときに、火気を使った場合、それは屋内だからこれは対象外になるのか、その辺をお教えいただければと思ひます。

最後の違反者に対してというのと、罰則者に対してというのと全体のことなんですけれども、人命、安全を守る大事な今回の議案だと思ひますので、煩雑で、手間で、運用しにくくならないようにしていただきたいと思ひます。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 摂津まつりが指定催しの開催に該当するかどうかのご質問だったと思われませんが、摂津まつりは指定催しの開催には含まれておりません。摂津まつりは人出予想が約2万人、店舗数が70店舗を予想しておりますので、指定催しの催しには該当いたしません。

次に、屋内、屋外においての催し物についてお答えいたします。

この消火器の設置につきましての本条例の改正につきましては、屋外においての露店等の届け出、ですから、露店、屋台、模擬店等、屋外においては消火器の設置を義務づけるという改正でございます。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 コミュニティプラザでやる場合は、建物の中ということなので対象外ということによろしいんですね。

○野口博委員長 小田原課長代理。

○小田原予防課長代理 中川委員のご質問にご答弁させていただきます。

コミュニティプラザのような屋内における催し物に関しましては、その中において火気等を使用する場合は露店等の開設の届け出に関しては必要ありませんが、消火器の設置に対しては義務となります。なお、屋内、屋外同時にされる場合であるならば、屋外において露店を開設される場合は露店の開設届が必要になりまして、消火器の義務設置はもちろん必要になってくるということになります。

コミュニティプラザの届け出に関しましては、既存の催物開催届出書というのがございますので、そちらのほうで提出していただくようになります。

それともう1点、摂津まつりに関してのお話があったと思うんですが、所在の責任者はどこになるかというご質問に関しましては、まつり事務局であります市の関係部局が事務局をやっておりますので、事務局の代表者の者が責任者になるというふうに考えております。

○野口博委員長 ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 議案第46号について、ご質問させていただきます。

大きく5点、ご質問させていただきます。

まず1点目は、例えば露店を開く場合に、食品を扱う場合に、必ず保健所への届け出というのがあります。今回のこの条例改正に関しまして、届け出として義務化をされているのか、されていないのか、それが1点目です。

2点目につきましては、今回の条例改正についての周知方法はどのようにお考えになっておられるか。また、今、書類を案としていただきましたけれども、これらの書類はどのように入手をできるのか、お教えいただきたいと思います。

次に3点目ですけれども、消火器を準備しにくい団体とかもございまして。自治会等でありまして、幾らかお持ちかとは思いますが、例えば、学校行事やPTA等になりますと、消火器を在庫していない団体も出てくるかと思っております。そういう場合の一時的な貸与とか、そういうことはお考えになっているのかどうかお伺いします。

4点目ですけれども、議案参考資料の17ページに第21条というのがございます。これは電気を熱源とする器具というふうに表記されておるんですが、少し内容が曖昧なような気がします。それで、今日いただきましたチェックリストに電気器具というところで電気配線の許容電流を守るというふうなことしか書かれておりませんが、補助的に、例えばコードリールは全部延ばして使ってくださいとか、そういう補助資料を準備される予定があるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

最後5点目ですけれども、防火担当者の件ですけれども、催し物の規模に応じて1名でいいのか、それとも複数名必要なのか、これをどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。また、防火担当者に対する職務の徹底方法についてお伺

いしたいと思います。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 まず1点目の露店届出の義務についてお答えいたします。

露店等の開設届出書とは、今回の条例改正で祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する屋外において露店等を開設する場合は消防機関に届けなければならないということで、義務化でございます。

2点目、この周知方法ですが、本庁各課による主催や共催の催し、例えば、摂津まつり、こどもフェスティバルなどに対しまして、各所属長宛てへ周知文の発送と同時にホームページの掲載、広報せつにつに掲載、さらに連合自治会の会合や消防団など、各種団体の会合時に露店等の開設届出書の周知をしていきたいと考えております。

3点目、消火器が必要となっているこの現状でレンタル等はどういうふうにしたらいいんだという問いだと思います。貸し出しのほうは消防本部としましては、消防本部にございます消火器は本部の消防用設備の消火器でありますので、貸し出し等はできませんが、これはご負担になるんですが、例えば、レンタル会社に消火器等をレンタルしていただいて、自己負担で消火器を準備していただく、そういった方法をとっていただきたいと考えております。

4点目、電気器具についてのご質問だったと思うんですが、電気器具も電気を熱源としますので、当然、委員がおっしゃったように、コードリールを巻きつけて、そのまま使用したら当然、熱もたまりまして断線等をする可能性もありますので、その周知につきましても、この資料の4ページ目のチェックリストですね、この

分の電気器具についての注意事項等をまた今後考えまして掲載させていただきます。

5点目、防火担当者についてのご質問だったと思います。防火担当者は、複数ではなくて、防火担当者は1名で、その催し物の計画等を作成していただいて、その露店等のお店の方の注意喚起に当たっていただくということになっております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

まず、届け出については義務化ということで理解をいたしました。

ちょっと心配しておりますのは、夏祭りがもう間もなく始まってしまいます。もちろん、今、おっしゃいましたように、自治会等の会合で周知をされるということは、それはそれで進めていただけてありがたいと思うんですけども、タイミング的にもう早いところで7月から祭りが始まりますので、その辺のタイムラグがないように、手分けしていただいて、お願いしたいと思います。

消火器の貸与につきましては、事実上難しいということでございます。それで、例えばPTAとかで、毎年決まった時期に祭りをされるところもございます。そういう意味では、例えばPTAの予算で消火器を買えるように準備していただくとか、そういう提案も必要かと思うので、自治会とかで割と日ごろからそういう取り組みをされているところはいいかと思うんですけど、今回、条例改正になってわざわざ消火器を準備しないといけないというところについては、予算化していただくようにもお話をいただけたらと思います。また、補助資料で、できましたらレンタル会社、どこに連絡をしたら貸してもらえるのか等も一緒に載せていただければと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

あとは電気器具に関しまして、現場では、例えばホットプレートであるとか、湯沸かしポット、電子レンジ等を学校とかの行事でも使っております。そういう意味で使われる方と設備を準備される方が実際に違う場合がありますので、より多くの方が、これは危険であるということが認識できるような書類を各団体に準備していただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

5点目の防火担当者でございますけども、防火担当者であるんだということがわかるような腕章であるとか、そういうのが考えられておられるか、この点、質問したいと思います。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 防火担当者に腕章をつけるかどうかのご質問にお答えいたします。

この制度は総務省消防庁のほうから通知がございまして、こういった一連の条例等を改正してごさいという通知の中で、防火担当者も1名つけ加えてくださいという通知をいただきました。この防火担当者に当たる方は法人の方になりますので、やはりこれは会社で購入していただいて、腕章をつけていただくというふうに私どもは考えております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

1点、お聞き漏れしたかもわかりませんが、防火担当者が何をすべきかということをお伝えする、あるいはチェックリストもありますけども、防火担当者の方への教育的な部分で、これは必ずやっってくださいということの伝承をどのようにされるのか、最後に1点お願いします。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 防火担当者の業務につ

いてお答えいたします。

火災予防上の必要な業務に関する計画を作成していただきまして、火災予防上の必要な業務を行っていただきます。詳しい内容としまして、内部組織の設置及び業務分担、また対象火気器具等の取り扱いの有無や設置場所の把握、また対象火気器具を客席等と接近させない等の火災予防上の安全を配慮した会場の配置計画、また消火器など消火準備の計画、会場警備などの火災時の初動体制などが業務の対象となっております。

○野口博委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 ありがとうございます。

やっぱり条例改正の初年度が勝負だと思えます。夏祭りも迫っておりますので、お忙しいことと思っておりますけども、よろしく申し上げます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 いろいろ聞いていて、誤解を招いたらあかんで確認の意味を含めて質問したいと思うんですけど、この条例に関しては多数の方という定義については10万人以上、100店舗という答弁が冒頭にありました。摂津市のイベントを考えると、これは一応対象外なんですけど、先ほどから聞いていたら、関連法規に基づいて、もっと小規模も含めて説明が必要ではないかなというふうに思うんですよね。例えば、公園を使用する、これから始まる夏祭り、地域の夏祭りですね。これが100名から多いところで1,000名集まるようなところがあります。何を目的にしているかといったら、安全な火気使用、どういった火気を使っているかということが、先ほどから質問のポイントはそこだと思うんですよね。消防の関連法規というのは消防法があって、火気の使用の届けもあって、催し物開催の届出書もあるから、そういっ

たところはそういう法令、条例に基づいて網羅できていますと、こういったことが明確に消防のほうから説明するならば、この改正条例と従来ある条例、何が目的かといったら、先ほども言っていたように、市民が催しをやるときにその火気の使用の仕方が安全であるかどうか、それが消防がきっちりと指導ができていくというのが大事だと思うんですよね。だから、10万人以上で100店舗以上というのは、これは避難経路の確保のため、火気の安全な使用のためのやつであって、今、摂津市ではあんまり該当しないんですよね。一番大事なポイントというのが、今、言われているような火気の使用の届けとか、煙火が上がるやつとか、催し物をやるとか、そういった法令があるということの中で、そのほかのやつは網羅できるといって明確に答えてください。そうでないと誤解を生じると思います。

○野口博委員長 納家課長。

○納家予防課長 三好委員のご質問にお答えします。

指定催しの指定に該当しない催しといえますのは、10万人未満、露店数100店舗未満の催しでありまして、要するに、露店、屋台等が1店舗から99店舗につきましては露店等の開設届出書を届け出たときに必要な事項を定めた露店等の火災予防に関する指導要領、これも指導要領として作成中でありまして、今、案ができ上がっておりますが、これに基づいて火気の種類、数量、燃料の種類、保有量などを審査し、大規模な指定催しと引けをとらない火災予防に必要な詳細の指導を実施してまいります。

補足としまして、この3ページにあります露店等の開設届を出していただいたときに、その4ページ目にあるチェックリストで、消防職員と来客の方が来られ

て、火気使用されるのであれば、それに基づいて、火気器具の種類とか台数とか、あと燃料種類とか保有量とかをチェックしまして、注意喚起していくものでありまして、その後この5ページ目、露店等開設における遵守事項として受け付けが終わりまして、この遵守事項をお渡ししまして、それで数日後に開設されるその当日にこの遵守事項に基づいて注意していただいて、火災等が起こらないように安全に実施してもらいます。

○野口博委員長 補足説明、消防長。

○熊野消防長 まず、この条例を改正するまでに、消防法によりまして、火災の予防ということで、第3条、屋外における火災の予防及び消防活動の障害除去のための措置命令等がございます。これは所有者とか管理者に必要な措置を講じることができるという火災の予防の第3条でございます。

第9条には火を使用する設備、器具等に対する規定がありまして、これの設置の位置、構造、管理は基準に従い、条例で定めると。この本条例改正の前に、それまでに火災予防条例第18条によって液体燃料に関する維持管理上の基準、第19条には固体燃料を使用する器具についての維持管理上の基準、第20条には気体燃料に関する維持管理上の基準、器具等の基準、第21条に電気を熱源とする基準が、今までどおり火災を起こさないように、災害を起こさないように、そういう条例の基準がもうずっと出ております。

今回はこのお祭りなどの催しに関しましてしっかり消火器を準備しなさいと、届け出も、露店の届け出もしなさいということでもあります。

その前に質問がありました水谷委員の質問の中で、PTAとか、多分、身内の

ところで露店、店舗ではない、身内でするバーベキューのようなものには露店等とは関係ございませんので、参考までにご報告します。

いずれにしましても、以前からこのように条例によって火災予防の法律、施行令、条例で定められております。今回、露店ということが入りましたので、これを昨年の事故から、我々は現場の祭りにずっと出向きまして、火災予防上の注意をしてまいりまして、8月15日に福知山市で約3名の死亡と56名の負傷者が出た事案を見て、すぐに去年からずっと現地を見て回って指導してまいりました。今年に入りましても、こどもフェスティバル等で指導してまいりました。

この8月からこの条例が改正されますと、今後、露店等の届け出をしますが、それまでにある祭りと2週間の猶予期間がございますので、消防は現地へ出向きまして、しっかりと指導していくと。今後、地元自治会のお祭りなり、火気を使って露店をされる場合については届け出をいただく。いただいた場合にはしっかりと私らのほうで指導、指示していくと。必要があれば現地踏査へ出向き、しっかりちゃんとしているかどうかというのも今まで見てきておりますので、今後必要があれば現地踏査をして対処していくと。そして市民の方が楽しみにしている祭りを楽しんでいただく、安全・安心のために、しっかり維持していくというのがこの条例の趣旨でございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 今ので集約できていると思うんですけど、できるだけやっぱり市民の安全・安心が目的でございますので、7月に入りますと、公園で夏祭り、河川敷でいろんな催し物が開催されます。露店イコール屋台という認識をしたときに、

公園の使用は使用許可願いを出して、消防には火気の使用の届けが出されます。だから、そのときにできるだけそういった細部までわたってチェックをし、それから指導していただく。目的は規制を厳しくするのではなしに、市民が安全にそういった火気を利用して楽しんでいただくと。この趣旨にのっとって、やっとならしていただいたらいいと思います。だから、10万人とか100店舗というのは、これは論外ですけど、原点に帰ったときに、1店舗でも火気を使用する場合でも火気の使用の届けは出るんだから、そのときには毅然たる態度の中で、この条例もしくはこれまであった関連条例に基づいてやりますと、そういったことやと思うんですよね。

以上で終わります。

○野口博委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 もう自分が言いたいことは、全部、三好委員が言っていたので言うことはないんですけど、ただ、資料の出し方、今日出してきたんですけど、この内容をしっかりと我々委員が精査して、このことに関しても質問したかったわけです。この資料が当日、本日委員会の間際に出されたということに関して、どういう経緯があったのか、そのことだけ、1点だけ聞きたいと思います。

○野口博委員長 消防長。

○熊野消防長 本来、条例をまず改正しまして、その後の条例施行規則、それと要綱、その他、その指定催しの要綱の定めた告示するというのがあったんですが、まずは条例を改正して、一部改正でその条例の部分だけでということがあったんですが、条例関係の変更だけだと思ってはいたんですが、いざ、届け出る方の立場に立てば、この届出用紙、一番肝心なのは露店等の届け出、資料3ページのほ

うですが、これは市民に直結する届け出であります。これがやっぱり抜けていると市民目線が抜けていたということで、これは私ども至らぬ点があったことをおわびしておきたいと思えます。しかしながら、全てのこの条例の本体自体の一部改正については、本来趣旨はこの1ページ、2ページが本来の趣旨でございます。大きな催しについては必ず届け出してください、しなければ罰則がありますというのが本来の大きなこの条例改正の趣旨でありましたので、条例関係で何とかなるのかなと思いましたが、露店等の開設届というのがありましたので、これは以前からあります、届出用紙であります。火煙上昇の届け、例えば害虫駆除でバルサンをたくとか、そういう届け出と一緒に、市民の方が、次にまた催し物を届け出る方が、今まであったことがしていただけたのが周知できるように、今回委員に説明できるようにということで、追加を急遽させていただいたもので、この点、急遽になったことは深くおわびしておきますので、より市民目線に立った形の条例追加資料ということでご理解いただきたいと思えます。

○野口博委員長 答弁の訂正があります。

小田原課長代理。

○小田原予防課長代理 先ほど中川委員のご質問にご答弁しました内容につきまして、一部訂正をお願いします。

摂津まつりの場合の責任者について、事務局長と申し上げましたが、摂津まつり振興会会長ということですので。訂正し、おわび申し上げます。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○野口博委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第40号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前10時52分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 水谷 毅